

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成22年12月16日(2010.12.16)

【公開番号】特開2009-70677(P2009-70677A)

【公開日】平成21年4月2日(2009.4.2)

【年通号数】公開・登録公報2009-013

【出願番号】特願2007-237707(P2007-237707)

【国際特許分類】

H 01 B 1/22 (2006.01)

H 05 K 1/09 (2006.01)

H 05 K 3/12 (2006.01)

【F I】

H 01 B 1/22 A

H 05 K 1/09 D

H 05 K 3/12 6 1 0 G

【手続補正書】

【提出日】平成22年10月27日(2010.10.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

メラミン樹脂とシリコーン変性エポキシ樹脂とを主成分とする熱硬化性樹脂と、導電性金属粉末と、酸性基を有しアミン価を有しない有機リン酸系界面活性剤とを含み、かつメラミン樹脂とシリコーン変性エポキシ樹脂の合計量に対するメラミン樹脂の割合が60～95重量%であることを特徴とする熱硬化型導電性ペースト。

【請求項2】

100以上150未満の硬化温度で用いられることを特徴とする、請求項1に記載の熱硬化型導電性ペースト。

【請求項3】

前記有機リン酸系界面活性剤の含有量が導電性金属粉末100重量部に対して0.05～2.0重量部であることを特徴とする、請求項1又は2に記載の熱硬化型導電性ペースト。

【請求項4】

メラミン樹脂とシリコーン変性エポキシ樹脂の合計量に対する前記メラミン樹脂の割合が65～80重量%であることを特徴とする、請求項1～3のいずれか一項に記載の熱硬化型導電性ペースト。

【請求項5】

更に脂肪酸アマイドを含むことを特徴とする請求項1～4のいずれか一項に記載の熱硬化型導電性ペースト。

【請求項6】

前記導電性金属粉末として、銀及び/又は銅を含む金属粉末を含有することを特徴とする、請求項1～5のいずれか一項に記載の熱硬化型導電性ペースト。

【請求項7】

請求項1～6のいずれか1項に記載の熱硬化型導電性ペーストを硬化することにより形成された導電性被膜。